

請負代金内訳書への法定福利費内訳明示について

社会保険等加入対策の一環として、行田市建設工事標準請負契約約款を改正し、下記のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

(1) 改正概要

建設工事の発注者から受注者、元請負人から下請負人に対して、社会保険の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、受注者が作成した請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示する規定を新設します。

(2) 改正約款

行田市建設工事標準請負契約約款に以下の条項(赤字下線部)を追加します。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(3) 適用時期

平成30年4月1日以後に契約締結をする建設工事から適用します。

【問合せ】

行田市 総務部 契約検査課 契約担当

電話：048-556-1111(内線213・214)